

いじめの防止

広島県教育委員会では、平成26年3月に策定した「広島県いじめ防止基本方針」に基づいて、いじめ問題の克服に向け、次のような取組を行います。

ヒューマンフェスタひろしま いじめ防止実践発表会

～一人一人の命を大切に
いじめ防止・撲滅の取組～



県内の学校で、児童生徒の命や人権を大切に
にするために行っている取組を、児童生徒
自身が発表します!

- [日時] 令和元年12月8日(日) 11:00～12:30
- [会場] 広島市総合福祉センター (BIG FRONT ひろしま) 5Fホール
- [発表校] 福山市立竹尋小学校・竹原市立竹原中学校
県立神辺高等学校・県立広島北特別支援学校
- [講評] 比治山大学現代文化学部 教授 上之園 公子先生

皆さんの
参加をお待ち
しています!

教育相談窓口

- ◆24時間子供SOSダイヤル(全国)
☎0120-0-78310
- ◆いじめダイヤル24(広島県) 月～金曜日 9:00～19:00
☎082-420-1313
- ◆心のふれあい相談室(広島県) 月～金曜日 9:00～16:00
☎082-428-7110
- ◆こころのそだん室(広島県) 火曜日・水曜日 10:00～17:00
☎084-925-3040

いじめや心の悩みについて
ひとりで悩まないでいつでも
相談してくださいね。



児童虐待・DV・性被害の相談窓口

児童虐待

虐待を受けたと思われる子どもを見つけたときは、
ためらわずに連絡してください。

- 児童相談所全国共通3桁ダイヤル ☎189
- 広島県西部子ども家庭センター ☎082-254-0381
- 広島県東部子ども家庭センター ☎084-951-2340
- 広島県北部子ども家庭センター ☎0824-63-5181
- 広島市児童相談所 ☎082-263-0694
- 市町の児童虐待相談窓口

DV

暴力を受けている人に気づいたら、相談窓口
に相談するようにすすめてください。

- 広島県西部子ども家庭センター ☎082-254-0391
- 広島県東部子ども家庭センター ☎084-951-2372
- 広島県北部子ども家庭センター ☎0824-63-5181
- 市町のDV相談窓口

性被害

性被害に遭われた方、過去の被害で悩んでいる方、一人で抱え込まないで、相談してください。

相談・連絡先 ■性被害ワンストップセンターひろしま ☎082-298-7878(24時間365日電話相談に対応)

秘密 厳守 あなたのプライバシー
は必ず守られます。

エソール広島によるLGBT電話相談

エソール広島(公益財団法人 広島県男女共同参画財団)では、性的指向及び性別違和等(LGBT等性的少数者)に関する
研修を受けた相談員が相談をお受けし、あなたの思いや考えに寄り添います。

こんなことで
悩んだら...

- 性的指向や性別の違和感
- 性別がはっきりわからない
- 性的指向や性別違和のために、
職場で安心して働けない など

相談受付 ☎082-207-3130

※相談無料。相談は匿名で、秘密は厳守します。

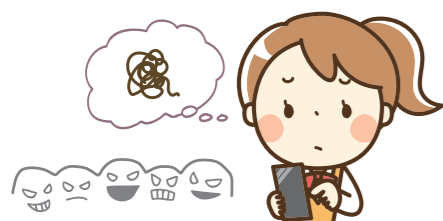
開設日時 毎週土曜日(祝日休) 10時～16時

ご家族、パートナー、支援者の方からの相談もお受けします。

法務局・人権擁護委員による電話相談

これは『人権問題』では?と感じたり、問題の解決の糸口がよく分からなかったら...

いじめ、セクハラ、パワハラ、差別、配偶者や
パートナーからの暴力等の悩みごと、その
他人権についての困りごと、心配ごとなど、暮
らしの中で起こる様々な問題について相談
を受け付けています。



みんなの人権110番(全国共通人権相談ダイヤル) ☎0570-003-110

子どもの人権110番(全国共通・通話料無料) ☎0120-007-110

女性の人権ホットライン(全国共通) ☎0570-070-810

外国語人権相談ダイヤル(全国共通) ☎0570-090-911

インターネット人権相談受付窓口 <http://www.jinken.go.jp/>
インターネット人権相談 検索

令和元年(2019年) 広島県人権だより



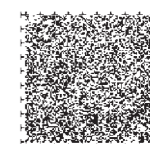
フェアプレーで守りきれ! ～ともに人権を守る未来を創る～

協力/サンフレッチェ広島(右から)川辺 駿選手・大迫 敬介選手・野津田 岳人選手

法務省人権啓発活動強調事項

- ① 女性の人権を守ろう
- ② 子どもの人権を守ろう
- ③ 高齢者の人権を守ろう
- ④ 障害を理由とする
偏見や差別をなくそう
- ⑤ 同和問題(部落差別)を
解消しよう
- ⑥ アイヌの人々に対する
偏見や差別をなくそう
- ⑦ 外国人の人権を尊重しよう
- ⑧ HIV感染者やハンセン病患者等
に対する偏見や差別をなくそう
- ⑨ 刑を終えて出所した人に対する
偏見や差別をなくそう
- ⑩ 犯罪被害者とその家族の人権に
配慮しよう
- ⑪ インターネットを悪用した
人権侵害をなくそう
- ⑫ 北朝鮮当局による人権侵害問題に
対する認識を深めよう
- ⑬ ホームレスに対する
偏見や差別をなくそう
- ⑭ 性的指向を理由とする
偏見や差別をなくそう
- ⑮ 性自認を理由とする
偏見や差別をなくそう
- ⑯ 人身取引をなくそう
- ⑰ 東日本大震災に起因する
偏見や差別をなくそう

下記は音声コードです
目の不自由な方への情報提供
を目的としています。



①芝園団地は「将来の日本の縮図」

私が2014年から住んでいるUR都市機構川口芝園団地(以下、芝園団地)のある埼玉県川口市芝園町の人口は約5千人。その内、2,800人以上が外国人で、約9割が中国人住民とみられます。外国人人口は、2015年11月に日本人を上回り、2019年3月には両者の世帯数が逆転し、芝園町は国際化の一途をたどっています。また、1978年の入居開始時に30代だった日本人住民は、既に70代と高齢化している一方で、外国人住民は30代の子育て世代がたくさん住んでいます。

2019年度から外国人材の受け入れを拡大するにつれて、高齢者の日本人と若者の外国人という住民構成になる地域が増えるはず。つまり、芝園団地は、地域の国際化と日本人住民の高齢化が進んだ「将来の日本の縮図」といえる場所なのです。

②「共存」と「共生」のための取り組み

隣近所に外国人が住み始めると、日本と母国の生活習慣の違いが顕在化しやすくなります。例えば、資源ゴミの分別収集。日本では、1970年代後半に広島市などで始まり、既に50年近くの経験があります。

しかし、中国では、一部の都市で正式に始まったばかり。まだ、分別そのものに慣れていない一方で、日本の分別内容を知る機会、市区町村の転入手続きで渡される冊子くらいしかない。十分に理解する機会もなく地域に住み始めるので、悪気なく分別ができない場合も多いのです。しかし、悪気があるとなかろうと、迷惑な隣人は勘弁したいと思うのも、また人情。

そこで、芝園団地では、ゴミステーションを建ててゴミの散乱を防いだり、掲示物を日・中・英の3か国語にしてイラストを掲示したりすることで、分別内容が理解しやすい工夫をしました。また、敷地内のUR管理事務所に通訳者を配置して、入居手続きの際に生活上の留意事項を中国語で説明するようにしました。

これらの結果、以前と比べれば住環境がだいぶ改善した、という声を聞くようになりました。現在では、お互い静かに暮らせる関係＝「共存」に近づいてきたと思います。

また、両者の間には、顔見知りになるきっかけがありません。通常、知り合いになる人は、自分と共通項が多い人。子育てを通じて知り合うとか、趣味を通じて知り合うとか。しかし、高齢者の日本人住民と若者の外国人住民の間には、互いの共通項がないに等しく、日常の接点もほとんどない。つまり、自然と顔見知りにならないわけです。

そこで、第三者である学生ボランティア団体「芝園かけはしプロジェクト」と協働しながら、両者が地域イベントと一緒に企画する「多文化交流クラブ」を始めるなど、互いの接点の場づくりを進めてきました。

その結果、2015年から5年連続で中国人住民が自治会役員を担ってくれ、今年度はガーナ出身の方も役員に。「共生」の初めの一歩は、顔見知りになれる接点づくり。互いの人間関係が深まっていくことで、お互いに協力する関係＝「共生」を、少しずつ築いてきました。

③日本人と外国人の「同じ」と「違い」

これらの活動を進める中、日本人も外国人も「同じ」といえる部分と、両者の「違い」が問題の原因になってしまう部分を、分けて整理することが必要と気づきました。

例えば、外国人の方でも理解できれば、ゴミを分別します。これは、日本人も「同じ」です。しかし、分別制度が整っていない国もあり、来日時点で分別に慣れていない場合がある。これは、両国の制度の「違い」が、問題の原因になってしまう部分です。

その他にも、外国人住民は自治会に入らないから困る、といった声を聞きます。しかし、人間関係ができれば、外国人住民も加入する一方で、最近では若者の日本人も加入しないと聞きます。これは、新しい住民と昔からの住民が、顔見知りにならなく、自治会は自分と縁のないものと考えているからではないでしょうか。自治会参加の初めの一歩は、顔見知りになること。これは、日本人も外国人も「同じ」部分。

また、中国の賃貸物件には、日本の自治会に類する制度はないそうです。加入のお願いをすると、「自治会とは何ですか?」とか「そのメリットは?」と聞かれて、回答に詰まることがしばしば。これも両国の制度の「違い」が、問題の原因になってしまう部分。

このように目の前で起きている出来事を虚心坦懐に整理していくと、問題の原因が、両者ともに「同じ」である場合と、その「違い」による場合に分けられるのです。従いまして、外国人は何も分かっていない、と決めつけてしまうと、効果的な対策を取れない。結局、様々な問題を解決できなくなってしまいます。

しかし、このように冷静に考えることは、問題の当事者になる住民だけでは難しい。客観的な理屈は分かっても、当事者として対応する難しさが、地域における多文化共生にはあります。そこで、第三者の力を借りながら、「共存」と「共生」を築くための活動をしていくことが必要なのです。

そうすれば、外国人住民への誹謗中傷を未然に防ぎながら、人権の観点を踏まえた対応が可能になってくると思います。ご質問などが御座いましたら、shibazonojichikai@yahoo.co.jpまでご連絡ください。



撮影/浅野 剛さん

芝園団地(埼玉県)自治会
事務局長 岡崎 広樹

1981年、埼玉県生まれ。2017年4月より自治会の事務局長。欧州評議会 Intercultural Cities programmeの調査や第2次川口市多文化共生指針策定委員など、様々な観点で多文化共生の地域づくりに携わる。最近では、中央公論などへの寄稿や講演などを通じて、隣近所が外国人になる時代を考えるきっかけづくりに精を出す。自治会は、2017年度国際交流基金「地球市民賞」を受賞。個人として、2018年度日本青年会議所「人間力大賞総務大臣奨励賞」を受賞。

①差別に利用されるインターネット

インターネットの発展、広まりとともに、インターネットの特性を利用した差別が拡散されるようになりました。インターネットの特性とは何かについてプラス面とマイナス面をご紹介します。

まず、時間的・地理的な制約がないことです。本来、インターネットは実社会に存在する格差をなくし、人と人が対等な立場で出会い、交流できることが大きなメリットとして期待されていました。たとえばネット上のコミュニティでは、小学生から企業の役員までさまざまな立場の人と出会い、対等に意見交換や情報発信ができます。人間関係をフラットにし、国境も含め、あらゆる境界を越えて交流することができます。

逆に、電子空間は現実社会より自己表現がしやすく、悪意があれば簡単に、誹謗中傷やデマ、差別を、いつでもどこにいても発信することができます。そして事実かどうかの確認がされないまま、匿名の人々によって拡散が繰り返されていく。いったん拡散してしまったものを削除するのは不可能な場合が圧倒的です。

事が起きた後の対処にも実社会とネットとの違いがあります。実社会の落書きなら、施設管理者が被害届を出し、ペンキを塗って消すなどの措置がとられます。落書きをそのまま残すというのは基本的にあり得ません。しかし、ネットでは未だ差別的な表現が規制されず、削除されないまま積み上がっているという状況です。

さらに、これまで以上に人と人をつなげることができます。プラス面では、反差別と反差別をこれまで以上に上げることができ、大きなネットワークをつくることができます。一方、マイナス面では、偏見や差別煽動の意思をもった人たちをつなげる力にもなります。

②高まり始めた人権意識。ユーザーに求められる自覚。

日本経済団体連合会(経団連)は、企業の責任ある行動原則を定めた「企業行動憲章」を制定しています。2017年11月の改定で「すべての人々の人権を尊重する経営を行う」という項目が追加されました。大手ポータルサイト運営会社も取り入れている行動憲章を具現化していく取り組み、業界や事業者の自主的な取

組みを促すシステムづくりが求められます。

同時にネットユーザーの意識も問われています。ネットの特性をプラス面で生かすには、主体的な関わりが求められます。差別を放置すれば悪化することをネットはより鮮明にしました。正しい知識や情報を発信しなければ、蔓延する一方です。正しい知識を提供する「人権問題辞典」などの立ち上げとSNS上での拡散や、広告業界・マスメディア・大手ネット事業者との連携による情報発信など、できることはまだまだあります。

差別的な投稿や記事に反論する「カウンター投稿」や通報も多くの人の関わってほしいと思います。アクティブな活動ができなくても、正しい知識や情報を伝えるサイトや投稿に「いいね」をしたり、シェアやリツイートで拡散することで応援することもできます。

③一人ひとりの属性への自覚と、差別を許さない生き方。

情報を見極め、正しく読み解く「リテラシー力」が大切です。私は、正しい知識をもとに、差別をしない、差別に加担しないことが重要だと考えています。また、マジョリティ側の人間が、自分の生まれもった属性(性別、健康、地位など)が有利であると自覚し、マイノリティの気持ちに寄り添うことができれば、ネット社会だけではなく、現存する様々な差別は解消されていくことではないでしょうか。

「差別を許さない」という思いをもつ人はたくさんいます。私たち一人ひとりが差別を許さない生き方とは何かを考え、多様な関わり方で反差別のネットワークを広げていきましょう。



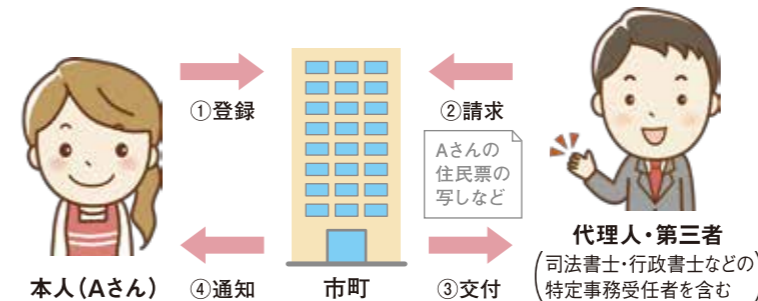
公益財団法人 反差別・人権研究所みえ
常務理事兼事務局 松村 元樹

現在、三重県いじめ調査委員会委員、公益社団法人三重県人権教育研究協議会理事、一般社団法人部落解放・人権研究所理事などで活躍中。

なくそう、戸籍謄本等の不正取得

登録型本人通知制度(県内の市町の取組)

この制度は、戸籍謄本や、住民票の写しなどの不正取得によって、身元調査などが行われ、個人の権利が侵害されることや振り込め詐欺などの犯罪に悪用されることを防止・抑止するために、市町が代理人や第三者に証明書を交付したとき、その事実を本人に知らせる制度です。



登録を希望する人は、住民票または戸籍がある(過去にあった場合を含む)市町に事前に登録する必要があります。

制度を実施している県内の市町とお問い合わせ先

- ◆竹原市 市民課 ☎0846-22-7734 ◆安芸高田市 総合窓口課 ☎0826-42-5616
- ◆三原市 市民課 ☎0848-67-6175 ◆安芸太田町 住民生活課 ☎0826-28-2116
- ◆尾道市 市民課 ☎0848-38-9104 ◆北広島町 町民課 ☎050-5812-1854
- ◆福山市 市民課 ☎084-928-1058 ◆大崎上島町 住民課 ☎0846-65-3113
- ◆府中市 市民課 ☎0847-43-7127 ◆世羅町 町民課 ☎0847-22-5302
- ◆東広島市 市民課 ☎082-420-0925 ◆神石高原町 住民課 ☎0847-89-3334

※令和元年10月1日現在

北朝鮮当局による人権侵害問題に対する認識を深めよう

北朝鮮による拉致問題は、国民の生命と安全にかかわる重大な人権侵害問題です。この解決のために、私たちひとりひとりがこの問題に対する関心と認識を深めることが大切です。

北朝鮮人権侵害問題啓発週間 12月10日～16日

詳しくは、内閣官房拉致問題
対策本部ホームページへ
<http://www.rachi.go.jp/>

